

生活困窮者自立支援制度における居住支援の効果的な実施に向けた調査研究事業

一般社団法人北海道総合研究調査会 （報告書 A 4 版 1 3 3 頁）

事業目的

- 厚生労働省社会・援護局では、生活困窮者自立支援制度における2024（令和6）年度の取組みとして、地方自治体の手挙げによる「住まい支援システム構築に関するモデル事業」（以下、モデル事業）を実施することとなった。モデル事業の内容は、①住まいを中心とした相談支援の実施、②アセスメント・プラン作成・モニタリングの実施、③身寄りのない者への伴走支援、④地域の居住支援ニーズの把握と必要な地域資源の開拓、である。
- 本調査研究事業は、「住まい支援システム」を全国的に構築することを目的に、上記モデル事業の実施自治体（以下、モデル事業実施自治体）のこれまでの取組や現状と課題についてのヒアリング調査、居住支援実績調査、住まい支援事例調査、居住支援協議会へのアンケート調査等を通じて、支援体制を構築する上での課題やモデルパターン等を整理し、居住支援の強化に向けた推進方策の検討を行うものである。

事業概要

- ヒアリング調査は、すべてのモデル事業実施自治体の居住支援推進担当者に対して、モデル事業実施に至った背景、これまでの取組経緯、具体的な取組内容・課題、相談窓口の設置状況などについて調査を実施した。
- 住まい相談支援員に対するアンケート調査は、今後、居住支援の取組を強化しようとする自治体に参考となるように、中心となる住まい相談支援員がどのような経歴をもち、どのような体制の中で相談支援を進めているかの実態を把握することを目的とした。モデル事業実施自治体の住まい相談支援員として活動している人を対象とし、11自治体14人からの回答を得た。その結果をもとに、住まい相談支援員の経歴・資格と活動内容について整理した。
- 居住支援協議会に関するアンケート調査は、生活困窮者自立相談支援事業において求められる居住支援の強化との関係を検討するため、居住支援協議会における取組と課題を把握することを目的とした。モデル事業実施自治体において、居住支援協議会を所管している部門の担当者を対象とし、調査対象すべての担当者から回答を得た。
- 居住支援実績調査は、モデル事業実施自治体にワークシート様式を配布し、2024（令和6）年5月から12月までの、住まいに関する相談件数、プラン作成まで到達する件数、契約が成立する件数等の量的な把握をするとともに地域による違いについて考察した。
- 住まい支援事例調査は、対象者への対応から、モデル事業実施自治体に対して事例概要シート様式を配布し、「うまく調整できた事例」と「うまく調整できなかった事例」をそれぞれ1例の提出を受け、各モデル事業実施自治体の相談支援の体制が具体的にどう動いているかを把握した。

- 調査研究の実施にあたり、研究者・有識者、実践者、自治体職員等からなる研究会を開催し、調査結果に関する検討のほか、地域における住まい支援システム構築において必要となる要素やプロセス等を議論した。構成メンバーは、以下のとおりである。

研究会委員一覧

氏 名	所 属・役 職
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院 教授
井 上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
大 月 敏 雄	東京大学大学院 工学系研究科 教授
奥 田 知 志	NPO法人抱樸 理事長
菊 地 謙	労働者協同組合ワーカーズコープちば 代表理事
齊 藤 哲 也	岡崎市 ふくし相談課 課長
横 幕 章 人	元 厚生労働省大臣官房審議官(総合政策担当)

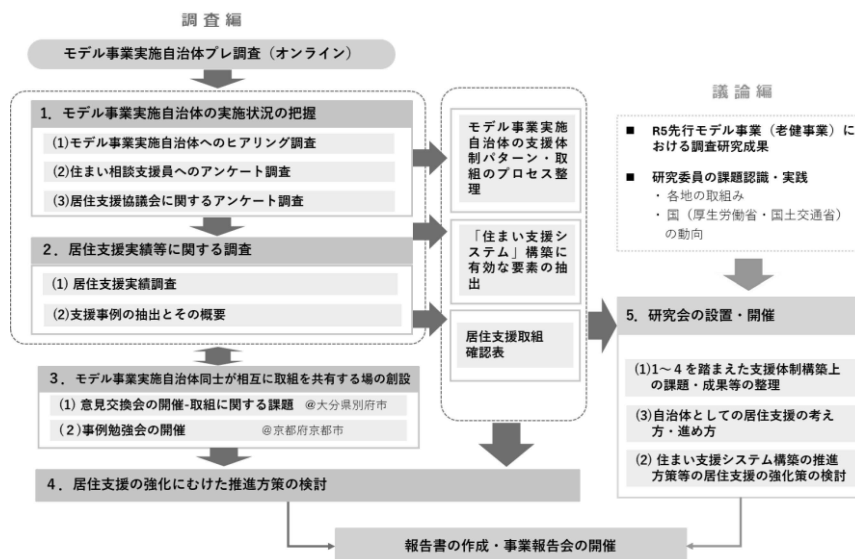
調査研究の過程

1. 「住まい支援システム」モデル事業の背景と考え方の整理

住宅確保要配慮者等を取り巻く課題を整理し、それに対する2024（令和6）年度の国土交通省の住宅セーフティネット法の改正、厚生労働省の生活困窮者自立支援法の改正における居住支援制度に関する改正内容を確認した。

「住まい支援システム」の考え方を示したうえで、システムを構成する機能について整理した。また、12のモデル事業実施自治体の概要を紹介した。なお、うち1自治体は2025（令和7）年1月からの参加のため、各種調査データは、11自治体からの提供である。

調査研究の結果等をもとに、居住支援強化の方策を検討するため、学識・有識者、行政担当者、実務者等からなる研究会を設置し、メンバーには、モデル事業実施自治体が集まる場等に参加を呼びかけた。全体の調査フロー図は、次のとおりである。



2. 相談体制のパターン整理

モデル事業実施自治体に対するヒアリング調査によって、住まいの相談窓口の設置状況から設置パターンに整理した。

また、行政における住まい課題へのアプローチ・プロセスを調査した。さらに、住まい相談支援員へのアンケート調査を行い、配置状況とこれまでの経歴、現在の役割等を整理した。

3. 居住支援実績調査

モデル事業実施自治体に共通の「居住支援実績ワークシート」（エクセル表）及びワークシートの記入（入力）の手引きを配布し、調査の説明会を開催し、「住まいを中心とした相談支援窓口」において受けた相談すべてについて記載を求めた。期間は2024（令和6）年5月から12月までで、10月分までを11月8日まで、12月末まで分を1月10日までとして回収した。

ワークシートは、大きく2つの段階（時期）で記載することとしており、初回の相談受付時（初回面談を含むインテーク・アセスメント時）と12月である。12月には、終結も含めてそれまでに対応した結果を随時記載することを依頼した。なお、12月に相談受付した相談については、対応結果がでていないケースもあることを前提としている。

4. 住まい支援事例調査

支援実績のみではわからない対象者の具体像を把握し、また、どのような支援体制、地域資源が対象者の居住支援に役立ったかを把握するため、モデル事業実施自治体に対して、「入居支援から居住継続支援までうまく物件やサービスを調整できた事例（うまく調整できた事例）」と、「入居支援から居住継続支援までうまく調整できなかった事例（うまく調整できなかった事例）」を、それぞれ1例程度提出を依頼した。

また、収集した事例を持ち寄ってモデル事業実施自治体の関係者を対象とした事例勉強会を開催した。

5. 居住支援協議会の機能と運営体制調査

住宅セーフティネット法に位置づけられている居住支援協議会の設置は、2025（令和7）年度10月から、市区町村の努力義務となることとされているが、その活動内容が多様であると言われている。モデル事業実施自治体において、協議会がそのような役割を果たしているかを、また、成果がでていると考えられる点とその理由、成果がでていないと考えられる点とその理由をアンケート調査により把握した。

11自治体に対して、居住支援協議会を所管している部門の担当者を対象として調査を実施した。

6. 各モデル事業実施自治体の住まい支援システム

各モデル事業実施自治体のこれまでの取組経緯、住まいの相談窓口の設置場所、生活困窮者自立支援事業の実施状況を一覧でみることができるよう表に整理した。また、住まい支援システムの全体像に照らして、それぞれの体制や取組がわかるよう、住まい支援システムのイメージ図を作成した。

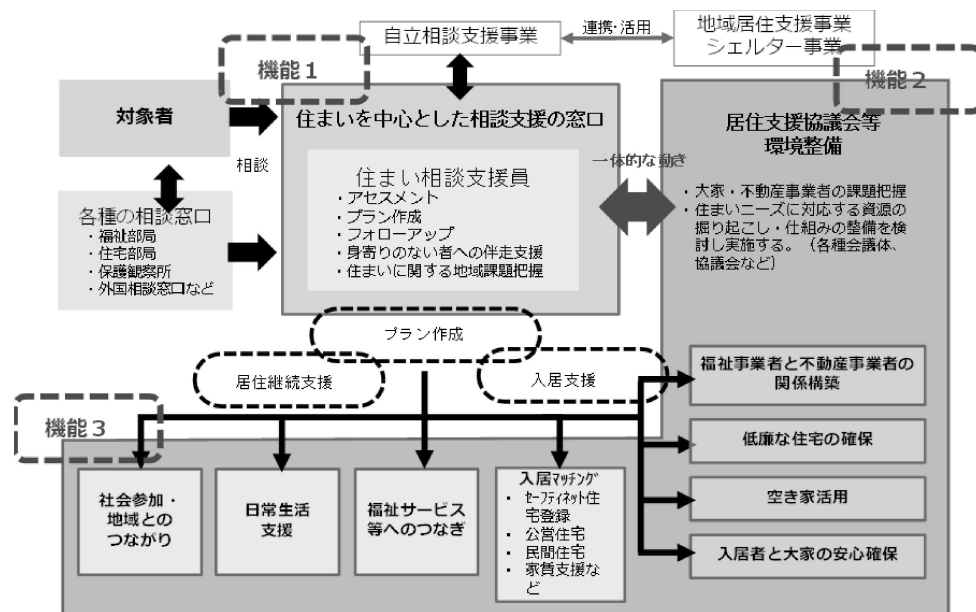
7. 居住支援の強化に向けた推進方策と今後の課題の検討

調査結果及び研究会の議論を中心に、今後、生活困窮者等を含む住宅確保要配慮者に対して、全国で居住支援の強化を図るための方策を検討した。また、今後の課題を整理した。

事業結果

1. 「住まい支援システム」モデル事業の背景と考え方の整理

「住まい支援システム」の3つ機能の関係を以下のように整理した。機能1は、対象者から相談を受け付ける機能、機能2は、地域において物件を確保し、整備する機能、機能3は、入居時及び入居後の地域生活を継続するための支援や地域資源の整備機能である。



2. 相談体制のパターン整理

（1）窓口の設置パターン

窓口の設置は行政であるとして、設置パターンとしては、「行政か民間か」と「住宅分野か福祉分野か」の組合せがあり、民間の場合、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の形態がある。また、自立支援事業を委託先か、居住支援法人の指定を受けているか、その場合、福祉系か住宅系かにも分類することができる。それらを勘案して次の①から⑥に整理した。

①行政＋民間機関連携型、②自立相談支援機関に委託型、③居住支援法人型（③-1 福祉系相談機関、③-2 不動産系）、④民間育成型、⑤自治体型、⑥居住支援協議会

（2）窓口設置までの流れ（アプローチとプロセス）

居住支援体制整備における窓口設置に至る経緯をみると、①福祉サイドの動きからの居住支援への取組、②住宅サイドの動きからの居住支援への取組、③福祉と住宅のそれぞれからの動き、④現在の居住支援機能の強化、の4つのパターンで整理することができた。

3. 居住支援実績調査

11自治体から705件の相談実績があがり、そのうち物件探しと継続的な支援を行ったのが432件（61.3%）であった。物件と入居契約を結んだのが185件（25.1%）であり、最も多かったのは一般賃貸住宅（115件）、施設（32件）等であった。また、それらの対象者には、見守り等のその後の支援が必要なため、福祉機関や居住支援法人につないでいるケースも半数以上であった。一方、退去支援や死後対応のプランは数件にとどまり、また、地域住民の活動等へのつなぎはほぼ見られなかった。

4. 住まい支援事例調査

収集した事例は、9自治体から、うまく調整できた事例が9事例、うまく調整できなかった事例が8事例である。

うまく調整できた要因をまとめると次のようである。①関係者・関係機関が持つ情報が共有できた。②関係者・関係機関と一緒に動いて対応を統一できた。③地域住民の「気付き力」があり、相談窓口につながった。④アセスメントと課題設定を関係者と共有できた。⑤本人の意欲があった。⑥不動産事業者の専門知識と粘り強さ。⑦地域の住宅事情を勘案した対応ができた。⑧地域の受け皿があった。

また、うまく調整できなかった要因をまとめると次のようである。①住まい相談支援員一人の抱え込み、思い込みがあった。②物件探しだけ頼まれた。③物件探しよりも生活支援課題が大きい。④条件にあう物件が見つけれられない。⑤「大家の安心」が得られず（大家から入居を拒否された）。

事例勉強会においては、10自治体から25名、研究会メンバーが2名参加した。総括として、①「うまく調整できなかった事例」を具体的に考える材料とすること、②行政と民間が共同で動くこと、③住宅と相談支援に関する「知識」を得る機会をつくること、④不動産事業者から見える居住支援の勉強も積むこと、の必要性が強調された。

5. 居住支援協議会の機能と運営体制調査

11自治体からの回答が得られ、うまく機能している側面とうまく機能していない側面があることが分かった。

まず、居住支援協議会の機能として共通しているのは、①各種セミナーの開催、情報提供などによる福祉分野と住宅分野の連携促進（9～10自治体）、②物件情報の収集や紹介（7～8自治体）、マッチング、③相談受付、相談会の開催（5自治体）であった。

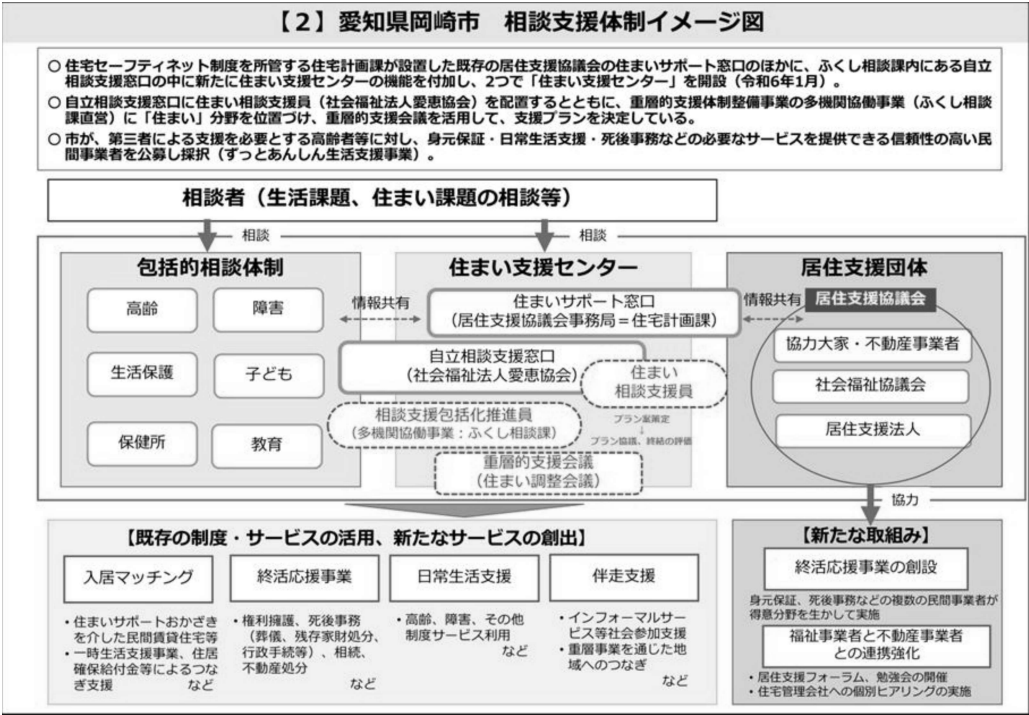
一方で、運営面でも課題があり、①対象者の希望にあう物件が見つからない、②福祉と住宅分野の連携が進まない、③大家・不動産事業者の不安解消や支援方策が進まない、④運営のノウハウ・財源が乏しい、であった。

6. 各モデル事業実施自治体の住まい支援システム

11自治体の取組の背景と、住まい支援システムのイメージ図をそれぞれ次のように整理した。

(例：岡崎市)

自治体名	愛知県岡崎市	人口 (R6.1.1)	383,915人	高齢化率	24.5%
居住支援の取組経緯 (背景)	- 製造業が盛んであることから他県・他地域から寮付きの住み込み工場や民間賃貸で生活する人たちも多く、何らかの理由で職を失う場合や高齢になり住まい探しに困ることが散見された。 - 住宅計画課に居住支援係を新設、2019年に居住支援協議会を設立し、「住まいサポートおかざき」の仕組みを構築、SN住宅の取組等を進めてきた。 - 一方で、多様な生活相談に対応する「ふくし相談課 (ふくサポ)」を重層的支援体制整備事業により整備。住宅サイドのみならず、福祉サイドにも住まい相談の窓口を置き、福祉サービスへのつなぎを円滑にするため2024年1月「住まい支援センター」を設置。				
住まいの相談窓口	設置機関	ふくし相談課 + 社会福祉法人愛恵協会			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	自立相談支援窓口 (ふくし相談課)
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託 (社会福祉法人愛恵協会)			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施 (直営)			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会 (事務局)	岡崎市居住支援協議会 (住宅計画課)			
	居住支援法人	市内1社 (社会福祉法人愛恵協会)			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	- 入居支援を実施する「住まいサポート」と一体的に支援実施するため、居住支援協議会とも密な連携が構築され支援内容のフィードバックが大家等不動産業者の不安を解消し生活困窮者等の入居を促進させる。 - 身寄りのない高齢者等への居住継続支援として、公民連携により身元保証、日常生活支援、死後事務などのサービスを一体的に提供できる終活応援事業「ずっとあんしん生活支援事業」を2023年度に整備し、今年度の事業開始を予定。 - 福祉事業者と不動産事業者等の関係機関による意見交換の場を継続的に設ける。				



7. 居住支援の強化に向けた推進方策と今後の課題の検討

推進方策として、次の7つに整理し、特に、体制整備の開始にあたっては、（１）から（３）を検討することが必要である。

（１）相談体制の整備にあたり、現状把握と窓口の設置場所、窓口につなぐルールを取り決め、アセスメント・プラン手法と見える化手法の検討

（２）公営住宅や地域居住支援事業など既存事業の活用検討

（３）居住支援協議会等に求められる役割の明確化、住宅サイドと福祉サイドの目線の違いの認識など

（４）身寄り問題への対応、（５）「地域づくり」との連携、（６）市町村の圏域対応、（７）「居住支援体制」確認表を試作したので、その活用を促したい。

また、課題としては、（１）地域共生社会構築における居住支援の議論の位置づけの明確化、（２）福祉や住宅以外の窓口とのつながり構築、（３）相談支援の終結の見極め、（４）地域の実情を反映した体制構築、（５）都道府県の役割、（６）居住ニーズ量把握手法の検討、に整理した。

事業実施機関

一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060 - 0004

札幌市中央区北4条西6丁目1番1 毎日札幌会館

電話番号：011 - 222 - 3669